

猪苗代町教育旅行支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福島県外の教育旅行誘致を図るため、学校行事の一環として猪苗代町内の民間宿泊施設において、宿泊を伴う修学旅行等の教育旅行を実施する福島県外の小学校・中学校・高等学校および旅行会社に対し、予算の範囲内において、その費用の一部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(助成対象団体)

第2条 学校行事の一環として猪苗代町内の民間宿泊施設において、宿泊を伴う修学旅行や林間学校・スキー教室等（これに準ずるものを含む。以下「教育旅行」という）を実施する福島県外の小学校・中学校・高等学校（以下「学校」という）を対象とする。ただし、次に該当する場合は、助成対象外とする。

- (1) 幼稚園、保育所、各種専門学校、短期大学、大学等の場合
- (2) 独立行政法人国立磐梯青少年交流の家を宿泊利用する場合
- (3) 部活動やクラブ活動における合宿の場合
- (4) 学校教員が児童、生徒を引率しない場合
- (5) 各種大会への参加に伴う宿泊となる場合

2 本事業を申請する学校が実施する教育旅行について、旅行業務を取扱う旅行会社（旅行業を登録する事業所、以下「旅行会社」という）を対象とする。

(助成対象バス)

第3条 助成対象となるバスは一般貸切旅客自動車運送事業を登録する事業所のバスとする。

(助成金額)

第4条 助成金は、バス往復料金の一部としてバス1台あたり50,000円を上限として助成する。ただし、団体の参加人数が10名未満の場合は、上記助成金額を半額とする。

2 本事業を申請する学校団体を取り扱う旅行会社に対し、手数料として学校団体取扱1校あたり10,000円を助成する。ただし、旅行会社が旅行業務を取扱わない場合、旅行業を登録していないバス会社等は対象とならない。

3 他の自治体等が実施する本助成金以外の補助金等を併用して交付を受ける場合には、申請書等により他の補助金内訳を確認したうえで、本助成金以外の補助金等との合計額がバス往復料金の実費を超えない範囲で助成金を交付するものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする学校の長（以下「学校長」という。）は、教育旅行実施日の10日前までに、交付申請書（様式第1号）に「旅程表（任意様式）・参加者名簿（指定様式）・バス料金見積書の写し（バス会社または旅行会社発行）・本助成金以外に補助（交通費）を受ける場合は申請書の写し」を添付し、一般社団法人猪苗代観光協会 会長 佐藤 正（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

2 申請書の受付は、教育旅行の実施日を問わず先着順とする。予算に達した段階で受付を終了するものとし、猪苗代観光協会ホームページにより周知する。

(助成金の交付決定)

第6条 会長は、助成金の交付申請があった時には内容を精査し、妥当と認めた時は、交付決定通知書（様式第2号）により学校長（第2号2-1）および旅行会社代表者（第2号2-2）に通知するものとする。

(変更（中止）の承認の申請)

第7条 学校長は、申請の内容に変更が生じ、その承認を受けようとする場合は、変更（中止）承認申請書（様式第3号）を会長に提出し、承認を受けなければならない。

(助成金の変更交付決定)

第8条 会長は、第7条の規定による申請に伴い、助成金の交付額が変更される場合には、変更交付決定通知書(様式第7号)により、学校長(第7号7-1)又は旅行会社代表者(第7号7-2)に通知するものとする。

(助成金の実績報告)

第9条 学校長は、教育旅行終了後14日以内に、実績報告書(様式第4号)に「参加者名簿(指定様式)・バス料金請求書の写し(バス会社または旅行会社発行)・本助成金以外に補助(交通費)を受けた場合は申請書の写し・宿泊証明書(様式第5号)」を添付し、会長に提出しなければならない。

(助成金の交付請求)

第10条 会長は、実績報告書を精査した結果、妥当と認めた時には、学校長に助成金交付請求書(様式第6号6-1)および旅行会社代表者に手数料交付請求書(様式第6号6-2)を提出させ、原則として口座振替の方法により助成金を交付するものとする。また振込口座については個人名義の口座には交付しないものとし、現金での交付もしない。

(助成金の返還)

第11条 会長は、助成金の交付を受けた学校が申請書等に虚偽の記載等、不正な行為をした場合には、助成金の一部、又は全部を返還させることができる。

(助成対象期間)

第12条 助成対象となる教育旅行の実施期間は、平成31年4月8日(月)から平成32年3月8日(日)までとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

この要綱は、平成31年4月8日から施行する。